

令和元年 8月14日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、ニチレキ株式会社、東亜道路工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：馬場、補佐：児島

T E L : 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
ニチレキ株式会社 東亜道路工業株式会社	東京都千代田区九段北4-3-29 東京都港区六本木7-3-7

2 指名停止措置期間：令和元年 8月14日～令和元年 9月13日（1ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

令和元年6月20日、ニチレキ株式会社及び東亜道路工業株式会社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意）を行っていたことが、公正取引委員会の公表により明らかとなった。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第5号に該当する。

このことから、本件については1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表2第5号

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5. 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2ヶ月以上9ヶ月以内